

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
<p>1 改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されることに伴う改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【住民基本台帳法の改正概要】</p> <p>マイナンバーの利用開始に伴い、社会保障、税、災害対策に関する事務に関し、個人等が「マイナンバー」を利用する際、利用者が「マイナンバー」の持ち主であることを確認できるように、マイナンバーを利用できる機関に対し、マイナンバーを含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるように改正</p> </div> <p>2 改正概要</p> <p>住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認情報を利用できる事務が追加されたことに伴い、既に条例に規定していた県税、市町税及び資源循環促進税の賦課徴収に関する事務を削除することにより、法律と条例の規定の重複を解消するとともに、条番号のずれ等の規定整理を行うもの</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	